

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和5年度「都心部及び拠点駅等における自転車通行位置の明確化の取り組み」
検討業務

2 業務の目的

自転車通行空間の整備について、平成30年3月に策定した「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み^{※1}」（実行計画）を踏まえ、都心部の実行計画を再整理するとともに、都心部以外の駅（JR駅・地下鉄駅）及び地区（以下、拠点駅等という）を含めた新たな取り組み方針（実行計画）を策定することを目的とする。

また、令和6年度以降に自転車通行位置の明確化を行う路線において、詳細な道路現況調査を行い、既存道路の区画線や人孔等の位置関係を踏まえ、うえで矢羽根型路面表示等^{※2}の設置位置を検討することを目的とする。

※1：市ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/tsukoichi.html>) にて掲載。

※2：『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月改定、国土交通省道路局・警察庁交通局）』（以下「『ガイドライン』」という）

(URL: <https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>) において、整備形態を車道混在とする場合に設置することとされる自転車の通行位置を示す路面表示。

3 履行期間

契約締結日から、令和6年（2024年）3月22日までとする。

4 業務内容（取り組み方針の策定）

（1）作業計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで業務仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の内容、部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、照査計画その他の事項について業務計画書を作成・提出する。

（2）都心部における整備路線の見直し

「都心部」について、新たに整備された公共駐輪場（平成29年度以降）に接続する路線が整備路線に選定されていないところがあるため、公共駐輪場に接続する路線について検討を行う。

また、これまでの路線選定に係る評価指標に自転車交通量等の自転車利用の実態に関する指標を追加するなど、新たに路線選定に係る評価指標を設定し、「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」に記載の選定路線のうち、令和4年度までに整備済の路線と令和5年度に整備を予定している路線を除いた未整備路線（別添1）の評価と、「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」に記載の候補路線のうち選定路線を除いた追加候補路線の評価を行ったうえで、未整備路線の見直し及び整備候補路線の追加選定を行う。

(3) 拠点駅等における整備地区の選定

「拠点駅等」について、地域交流拠点、高次機能交流拠点、自転車乗入台数、駐輪台数、自転車関連事故件数等のデータや地域要望などを整理し、整備地区の優先順位を決めるための指標を設定する。

指標に基づき、拠点駅等の整備地区の優先順位を決定する。

(4) 拠点駅等における整備路線の基本的な考え方の整理

「拠点駅等」について、拠点駅等を中心とした複数のパターンを検討、作成し、整備路線の基本的な考え方（拠点駅等を中心とした整備モデル）を整理する。

(5) 拠点駅等における整備路線の選定指標の検討

「拠点駅等」について、「都心部」のこれまでの路線選定に係る評価指標に自転車交通量等の自転車利用の実態に関する指標や地域要望を追加するなど、新たに路線選定に係る評価指標を設定する。

(6) 直近5年間程度で整備に着手する予定の拠点駅等の地区内整備計画

拠点駅等（24地区程度）において、整備候補路線の選定を行う。

① 地区内整備計画を立てる拠点駅等の選定

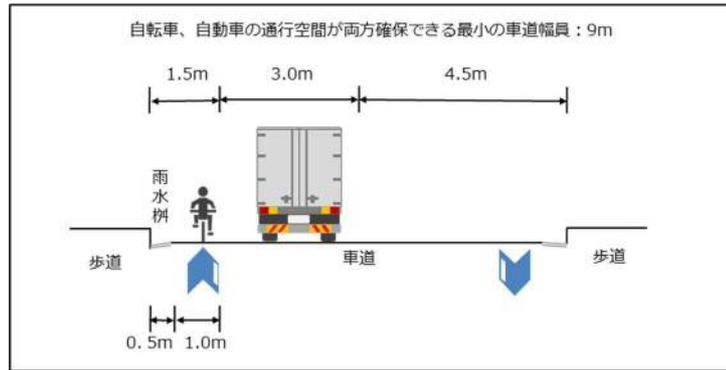
委託者と協議のうえ、地区内整備計画を立てる拠点駅等を選定する。

② 整備候補路線の選定

4(4)、(5)により整備候補路線の選定を行う。原則、歩道区分があり、自転車・自動車の通行空間が確保できる車道幅員9m以上の路線を抽出（委託者が実施）し、公共駐輪場や学校等の公共施設までの区間を対象として、新たに設定した指標で路線ごとに評価を行い、検討を行う。

検討にあたっては、現地踏査を行い、駐輪場の出入口や道路の状況等を確認し、自転車利用の実態に合った路線の選定を行うこと。

また、多くの自転車が公共駐輪場へ向かうために車道幅員9m未満の路線を通る場合等、原則に当てはまらないことが想定されるため、整備候補路線の抽出にあたっては、委託者と協議すること。



車道幅員 9 m における自転車通行空間のイメージ

③ 歩行者・自転車の交通量調査

整備候補路線における自転車の断面交通量（平日 1 時間：8～9 時）、または歩行者・自転車の断面交通量（平日 2 時間：7～9 時）を計測するとともに、ピーク時における自転車の車道通行率を算出する。

- 調査実施地点 24 地点（拠点駅等 1 地区あたり 1 地点程度）

自転車交通量調査（平日 1 時間）： 拠点駅等 20 地点

歩行者・自転車交通量調査（平日 2 時間）： 拠点駅等 4 地点

調査実施地点の詳細については、委託者と協議のうえ決定すること。

- 現地踏査

調査実施地点において、調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため現地踏査を実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映させる。

- 作業計画の作成

交通量調査実施に伴う、調査日時・調査箇所の確認及び調査工程の立案等を行い、作業計画を作成する。

- 歩行者・自転車交通量調査

調査実施地点において、歩行者交通量、自転車の通行位置と交通量を把握するため、調査員を配置し交通量調査を行う。

- 調査票及び報告書作成

調査結果について調査票（別添 2、別添 3）に取りまとめ、業務報告書を作成する。

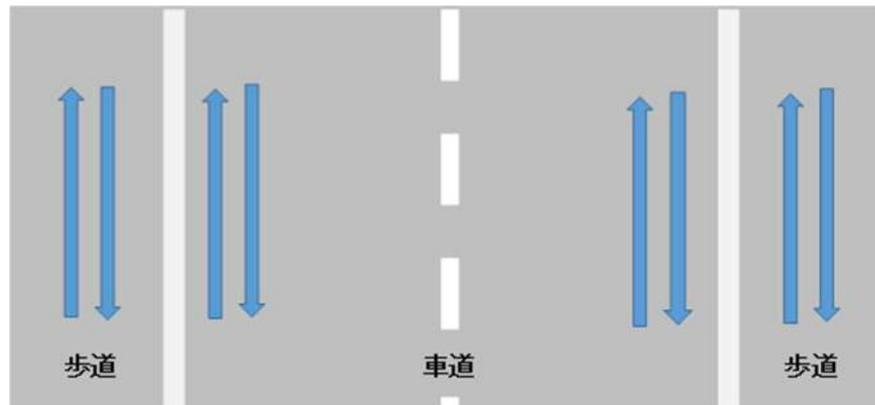
- 調査日

調査日については平日とし、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日及び雨天の場合、その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けるようにする。

調査開始後に異常天候等で通常と異なる交通状態が発生した場合は、発注者と協議して調査の継続または中止を判断し、別途調査を行う。

調査日は、委託者と協議のうえ決定する。

- 調査対象
歩行者及び自転車とする。
- 調査内容：通行位置別方向別歩行者・自転車交通量
歩道 2 箇所について、方向別の歩行者交通量を計測する。
歩道 2 箇所、車道の外側 2 箇所の計 4 箇所について、方向別の自転車交通量を計測する。
なお、自転車利用者のうち歩道通行が認められている「13 歳未満と 70 歳以上」をその他の利用者と分けて計測すること。



通行位置・方向のイメージ

(7) 整備候補路線における幅員構成の見直し（道路空間再配分）に係る検討

「都心部」及び「拠点駅等」における未整備路線や整備候補路線の評価にあたり、車道内に自転車通行空間を確保するため、車線幅員の変更（道路種別の変更）や車線数減により、雨水柵蓋幅を除いて 1.0m 以上の自転車通行空間（路肩幅員を 1.5m 以上、流雪溝路線は路肩幅員を 2.0m 以上）を確保できる場合は、当該道路における幅員構成の見直し（道路空間再配分）の可能性について検討し、道路空間再配分候補路線を選定する。

ただし、自動車の交通処理上の解析などの詳細検討は、事業実施時に行うため、本業務では実施しない。

また、自転車通行空間の確保に加え、『ガイドライン』に記載の標準仕様を基本として設置間隔を見直す等、施工コストを考慮した矢羽根型路面表示の施工方法も併せて検討する。

(8) 計画書（案）の作成

4（2）～（7）の検討結果を基に、委託者と協議のうえ、計画書の案を作成する。

(9) 報告書作成

業務成果として、4（1）～（8）の内容を業務報告書として取りまとめ、作成する。

5 業務内容（矢羽根型路面表示等の設置位置の検討）

（1）道路現況調査

受託者は、委託者と協議のうえ、矢羽根型路面表示の設置位置の検討を行う路線を決定（都心部 2.88km（別添 4 参照）+拠点駅等 18.00km=20.88km）し、現地踏査を行い、以下の項目について調査すること。

- ア 車線構成（中央帯、車線、路肩）別の幅員
- イ 横断歩道、停止線の位置
- ウ 横断歩道及びその周辺の低下縁石の位置・延長
- エ 自転車横断帯の位置、区画線の幅・延長、路面標示の位置・個数
- オ 道路雨水枳の位置
- カ 路肩及び第一車線内にある人孔類の位置
- キ バス停及びタクシー乗り場の位置
- ク 「追突注意」「矢印」等の路面表示の位置
- ケ 自転車歩行者専用道路との交差点における自転車の出入口及びその周辺の低下縁石の位置・延長

- ・現況が分かるように交差点の前後及び街区の中間でそれぞれ 1 箇所以上写真を撮影し、写真帳を成果品として提出すること。
- ・路面と雨水枳・人孔類との段差が著しい場合（概ね 3 cm 以上）は、その段差を計測し、5（2）で作成する現況平面図に表示すること。
- ・自転車横断帯が残存している場合や、横断歩道の幅よりも低下縁石の幅が著しく広い場合（概ね 1m 以上）は、自転車横断帯の位置、区画線の幅・延長、路面標示の位置・個数、横断歩道の端から低下縁石の端までの延長を計測し、（2）で作成する現況平面図に表示すること。
- ・自転車歩行者専用道路の出入口及びその周辺の低下縁石の位置・延長を計測し、5（2）で作成する現況平面図に表示すること。

※延長に変更が生じる場合は、委託者と協議すること。

（2）図面作成

受託者は、6 の貸与データ等を利用して作成した平面図に、道路現況調査で把握した既存の区画線や人孔類を反映したうえで、矢羽根型路面表示等を配置した計画平面図を作成する。なお、矢羽根型路面表示等の配置は『ガイドライン』によるものとする。

委託者と公安委員会との協議により、“自転車注意”等の法定外標示を設置する場合は、計画平面図に法定外標示の配置を記載するとともに、各文字・記号の寸法等を明記した法定外標示詳細図を作成する。

自転車横断帯が残存している場合は区画線消去図を作成する。

横断歩道の幅よりも低下縁石の幅が著しく広い場合（概ね 1m 以上）は、横断歩道の幅と低下縁石の幅をほぼ一致させる必要があるため、札幌市歩道施工ガイドライン

※³に基づき、縁石布設替図を作成する。

自転車歩行者専用道路の出入口の周辺に適当な位置に低下縁石がない場合についても、同様に縁石布設替図を作成する。

縁石布設替に伴い、歩道勾配を変えなければならない場合は、札幌市歩道施工ガイドライン※³に基づき路盤や舗装の撤去、復旧範囲を検討し、併せて図面に記載すること。

また、図面の縮尺はA1判で印刷することを想定した数値で記載すること。

※3：市ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/hodo-seko/>) にて掲載。

(3) 照査及び報告書作成

受託者は、下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ① 現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているのかの確認を行い、内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 雨水桝・人孔類等の支障物件、自転車横断帯の残存状況、横断歩道及びその周辺の低下縁石等の現地踏査結果が平面図に反映されているかの照査を行う。
- ③ 矢羽根型路面表示等の設置位置が『ガイドライン』によって計画され、平面図に反映されているか、支障物件周辺について設置位置が適切に計画されているかの照査を行う。
- ④ 各図面の寸法、数値、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

受託者は、矢羽根型路面表示等の設置位置の検討の成果として、計画平面図、作業計画、現地踏査結果等について報告書を作成する。

また、『ガイドライン』に明記されていない、交差点内の設置位置・間隔、パーキング・メーター等設置部の設置位置等についても設置位置等の考えを報告書に記載すること。

なお、特殊形状の交差点等において、委託者と公安委員会との協議の結果、設置位置・間隔の変更や法定外標示を設置することとなるなど、通常と異なる箇所については、留意事項として設置位置等の考えを報告書に記載すること。

6 貸与データ

必要に応じて、委託者で管理している道路情報について貸与を受け、業務の参考とすること。

- ・自転車駐輪台数実態調査資料
- ・自転車関連事故件数
- ・令和5年度自転車交通量調査業務 調査票
- ・道路台帳図 (shape ファイル、PDF)
- ・過年度の交通量調査データ

- ・自転車の車道通行率（「都心部」ほか）

7 提出書類

- (1) 契約後速やかに
 - ①業務着手届、②業務責任者指定通知書、③技術者等経歴書
- (2) 現地踏査前までに
 - ④業務計画書 [調査概要、調査方法、工程表、連絡体制表（緊急時を含む）、その他必要事項を記載]
- (3) 交通量調査の実施3日前までに
 - ⑤身分証明書交付願（従事者の氏名、生年月日を記載）、⑥腕章貸与願
- (4) 業務完了時
 - ⑦業務完了届、⑧成果目録、⑨成果品（業務報告書、実行計画本書、実行計画概要版、打合せ記録簿、業務月報、写真帳、計画平面図等。書類形式で2部及び電子媒体）
 - ※図面のファイル形式はPDF及びdwgとする。
 - ※その他報告書等のファイル形式はPDF及び、広く一般に使用されている形式（Word、Excel等）とする。

8 環境配慮

- (1) この業務の遂行にあたっては、再生紙を活用するなど、環境に最大限配慮すること。また、成果品（報告書）については、可能な限り100%再生紙を使用すること。
- (2) 打合せ時や現地調査等にあたっては、公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の乗合い、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行等に努めること。
- (3) 備品等の必要最低限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に心がけること。

9 その他

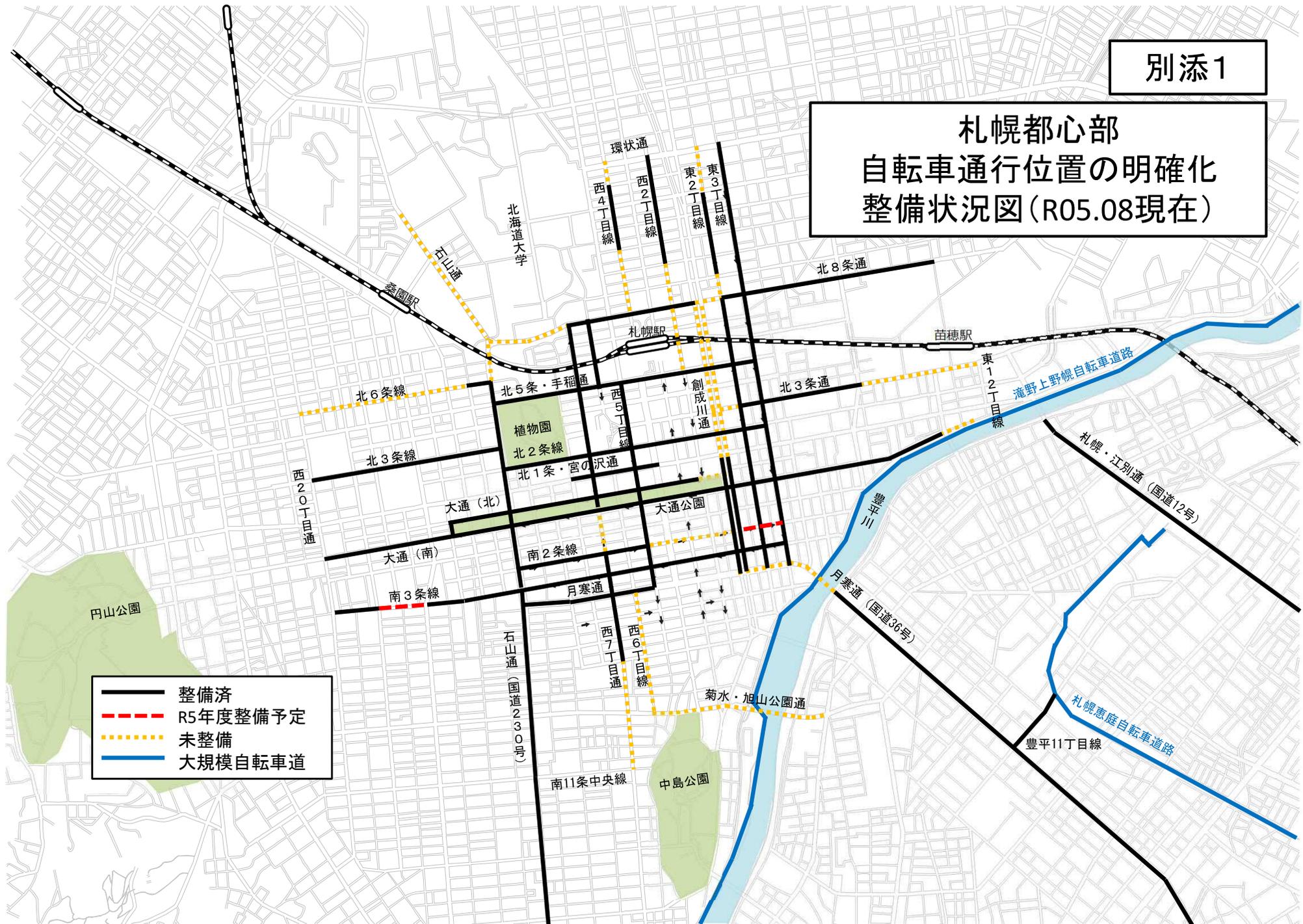
- (1) 委託者と受託者の打合せ（業務着手時、中間、成果品納入時）には主任設計者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは3回とする。
- (2) 次年度予算要望に係る内容について、中間報告書として取りまとめ、10月に中間報告を行うこと。内容の詳細については受託者の指示による。
- (3) 業務の進捗工程については、委託者と協議し進めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、札幌市土木設計業務共通仕様書の記載内容に従うほか、委託者、受託者双方協議のうえ、決定する。
- (5) 受託者は業務上知り得た事項を、第三者に委託者の許可なく漏らしたり、転用

したりしてはならない。

- (6) この業務内容について疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その業務を遂行すること。

別添1

札幌都心部
自転車通行位置の明確化
整備状況図 (R05.08現在)



- 整備済
- - - R5年度整備予定
- 未整備
- 大規模自転車道

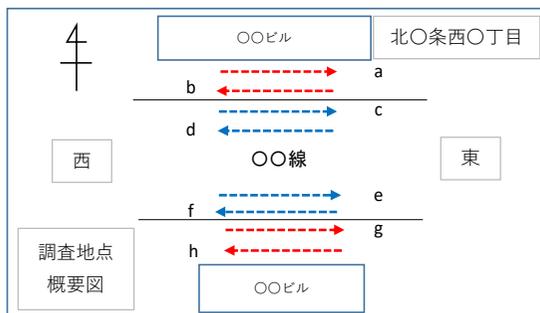
自転車交通量調査票

調査日： _____ 晴れ

調査時間帯： _____

地点番号： _____

地点名： _____



別添 2

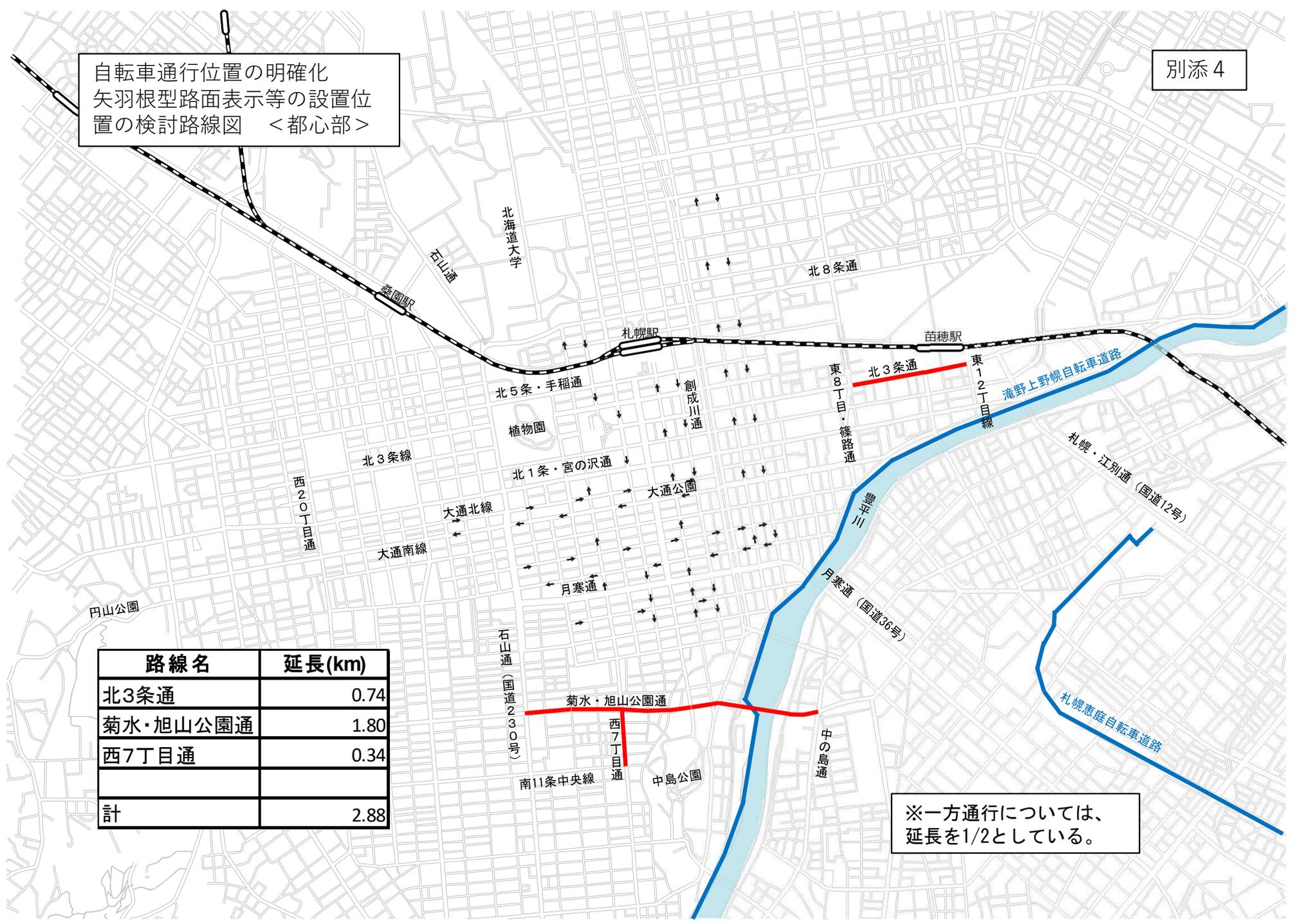
時間帯	方向 a			方向 b			方向 c			方向 d			方向 e			方向 f			方向 g			方向 h			計			
	自転車 (子供・老人 除く)	自転車 (子供・老人 除く)	計																									
7:00 ~ 8:00																												
8:00 ~ 9:00																												
9:00 ~ 10:00																												
10:00 ~ 11:00																												
11:00 ~ 12:00																												
12:00 ~ 13:00																												
13:00 ~ 14:00																												
14:00 ~ 15:00																												
15:00 ~ 16:00																												
16:00 ~ 17:00																												
17:00 ~ 18:00																												
18:00 ~ 19:00																												
12時間計																												

	方向 a・c・e・g			方向 b・d・f・h			路線合計		
	自転車 (子供・老人 除く)	自転車 (子供・老人 除く)	合計	自転車 (子供・老人 除く)	自転車 (子供・老人 除く)	合計	自転車 (子供・老人 除く)	自転車 (子供・老人 除く)	合計
12時間									
8:00~9:00									

c+f (子供・老人除く)	車道通行率 (子供・老人除く)

c+f	車道通行率

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置
の検討路線図 <都心部>



路線名	延長(km)
北3条通	0.74
菊水・旭山公園通	1.80
西7丁目通	0.34
計	2.88

※一方通行については、
延長を1/2としている。